

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構任期付研究員に関する就業規則

(令和8年4月1日規程第30号)

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「法人」という。）に勤務する職員のうち研究機関の研究業務に従事する者について、雇用期間（以下「任期」という。）を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の就業に関する事項を定めることを目的とする。

(関係法令)

第2条 この規則及びこれに附属する諸規程に定めのない事項については、労基法、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）その他関係法令の定めるところによる。

(任期を定めた採用)

第3条 理事長は、次の各号に掲げる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識を必要とする研究業務に従事させるとき。
- (2) 独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者（この号の規定によりかつて任期を定めて採用されたことがある者を除く。）を、当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力の培養に資する研究業務に従事させるとき。

(任期)

第4条 前条第1号に規定する場合における任期は、3年を超えない範囲内で理事長が定める。ただし、労基法第14条第1項各号のいずれかに該当する場合には5年を超えない範囲内で、特別の計画に基づき期間を定めて実施される研究業務に従事させる場合には10年を超えない範囲内で、任期を定めることができる。

2 前条第2号に規定する場合における任期は、3年を超えない範囲内で理事長が定める。ただし、労基法第14条第1項各号のいずれかに該当する場合には、5年を超えない範囲内で任期を定めることができる。

3 理事長は、前2項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

(任期の更新)

第5条 理事長は、次条で定めるところにより、第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）の任期が3年に満たない場合にあっては採用した日から5年、同条第2号の規定により任期を定めて採用され

た職員（以下「第2号任期付研究員」という。）の任期が3年に満たない場合（前条第2項ただし書の規定により任期が定められた場合を除く。）にあっては採用した日から3年、第2号任期付研究員のうち前条第2項ただし書の規定により任期が定められた職員の任期が5年に満たない場合にあっては採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

第6条 理事長は、任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（給与）

第7条 第1号任期付研究員には、次の給料表を適用する。

任期付研究員給料表（1）

号給	給料月額(円)
1	428,000
2	491,000
3	556,000
4	642,000
5	746,000
6	851,000

2 第2号任期付研究員には、次の給料表を適用する。

任期付研究員給料表（2）

号給	給料月額(円)
1	358,000
2	395,000
3	424,000

3 理事長は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の号給を、その者の知識経験等の度、その者が従事する研究業務の困難及び重要な度等に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は次の号給別基準職務表に定めるとおりとする。

給料表の種類	号給	基準となるべき職務
第1号任期付研究員に適用される給料表	1	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務
	2	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当

		該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務
	3	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行い、又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う研究員の職務
	4	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行い、又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う研究員の職務
	5	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行い、又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う研究員の職務
	6	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行い、又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う研究員の職務
第2号任期付研究員に適用される給料表	1	博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務
	2	博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により

	設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。)等により数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務
3	博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務

4 理事長は、第1号任期付研究員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、同項及び前項の規定にかかわらず、その給料月額を同表に掲げる6号給の給料月額にその額と同表に掲げる5号給の給料月額との差額に整数を乗じて得られる額を加えた額に相当する額とすることができる。

5 理事長は、第1号任期付研究員又は第2号任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員には、別に定めるところにより、その給料月額に相当する額を任期付研究員業績手当として支給することができる。

6 第1号任期付研究員の給料月額には、労基法第37条第4項に規定する割増手当に相当する額を含むものとする。

(給与規程等の適用等)

第8条 前条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)及び地方独立行政法人神奈川県立福祉機構職員退職手当支給規程を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、給与規程第7条から第12条、第14条及び第28条の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には適用しない。

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与規程第23条第1項及び第2項、第24条並びに第25条の規定の適用については、給与規程第23条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び地方独立行政法人神奈川県立福祉機構任期付研究員に関する就業規則(以下、「任期付研究員就業規則」という。)第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与規程第24条中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員就業規則第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

(その他)

第9条 前条までに定めるもの及び他に規定するもの以外の勤務条件に関しては、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構職員就業規則第3条に規定する職員の例による。

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。